

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前					
○川崎市青少年の家条例 昭和63年3月29日条例第22号				○川崎市青少年の家条例 昭和63年3月29日条例第22号					
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）					
1 施設利用料				1 施設利用料					
(1) 宿泊利用料				(1) 宿泊利用料					
区分	単位	金額		区分	単位	金額			
小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	300円		小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	300円			
中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	400円		中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	400円			
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	810円		高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	800円			
その他の者	1人1泊につき	1,520円		その他の者	1人1泊につき	1,500円			
備考 5歳未満の者は、無料とする。				備考 5歳未満の者は、無料とする。					
(2) 日帰り利用料				(2) 日帰り利用料					
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時30分～	6時～9時	9時～9時		9時～12時	1時30分～	6時～9時	9時～9時

改正後

	4時30分			
プレーホール	5,090円	5,090円	5,090円	15,270円
研修室1	1,120円	1,120円	1,120円	3,360円
研修室2	1,120円	1,120円	1,120円	3,360円
特別研修室	2,030円	2,030円	2,030円	6,090円
談話室	1,520円	1,520円	1,520円	4,560円
音楽室	4,070円	4,070円	4,070円	12,210円
創作活動室	2,030円	2,030円	2,030円	6,090円

備考 施設を利用する団体の事務所の所在地（事務所を設置していない団体にあっては、引率責任者の住所）が川崎市以外の地域にある場合の施設利用料の額は、規定利用料の5割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 設備利用料

種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時30分～4時30分	6時～9時	9時～9時
電子オルガン	3,050円	3,050円	3,050円	9,150円
ピアノ	3,050円	3,050円	3,050円	9,150円

備考 設備を利用する団体の事務所の所在地（事務所を設置していない団体にあっては、引率責任者の住所）が川崎市以外の地域にある場合の設備利用料の額は、規定利用料の5割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

改正前

	4時30分			
プレーホール	5,000円	5,000円	5,000円	15,000円
研修室1	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
研修室2	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
特別研修室	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
談話室	1,500円	1,500円	1,500円	4,500円
音楽室	4,000円	4,000円	4,000円	12,000円
創作活動室	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円

備考 施設を利用する団体の事務所の所在地（事務所を設置していない団体にあっては、引率責任者の住所）が川崎市以外の地域にある場合の施設利用料の額は、規定利用料の5割増相当額とする。

2 設備利用料

種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時30分～4時30分	6時～9時	9時～9時
電子オルガン	3,000円	3,000円	3,000円	9,000円
ピアノ	3,000円	3,000円	3,000円	9,000円

備考 設備を利用する団体の事務所の所在地（事務所を設置していない団体にあっては、引率責任者の住所）が川崎市以外の地域にある場合の設備利用料の額は、規定利用料の5割増相当額とする。